

富岡町に移住又は帰還して定住する方へ

住宅取得・リフォームの支援制度

- 富岡町で暮らすため、住宅を“建てたり”“買ったり”“直したり”する方を支援するため費用の一部を助成しています。
- 「町外から移住される方」と「原子力災害による避難先から帰ってくる方」の2つの制度があります。

住宅取得や工事着手の前に申請が必要



1. 対象となる方

- ✓ 富岡町に10年以上定住する
定住とは、住民登録があり、生活の本拠があること
- ✓ これから取得したり、工事をしたりする
原則、交付決定後に住宅取得・工事等に着手
- ✓ 誰かに貸したり売ったりしない
自らが定住するためなので営利目的は対象外



2. 対象経費・対象外経費

- 対象となる費用の例
 - ✓ 新築住宅の取得費用
 - ✓ 中古住宅の取得費用や修繕・模様替え・増築などの費用

対象外となる費用の一例
土地購入費用・外構工事・除却費用など



3. 対象者別 ご確認いただく制度

- 原子力災害による避難先から帰還される方 …… 富岡町定住化促進対策住宅助成金
- 富岡町以外の市区町村から移住される方 …… 富岡町移住定住促進住宅助成金



4. 交付額

新築等：新築され、誰も居住したことがない完成後1年以内の住宅
修繕等：修繕・一部改築・増築・模様替え・中古住宅の取得

富岡町定住化促進対策住宅助成金【原子力災害による避難先から富岡町に帰還する方】

	新築等の場合	修繕等の場合
基礎額	助成対象経費の15%(上限300万円)	
加算額	助成対象経費の100% (上限300万円)	助成対象経費の50% (上限150万円)
合 計	最大600万円	最大450万円

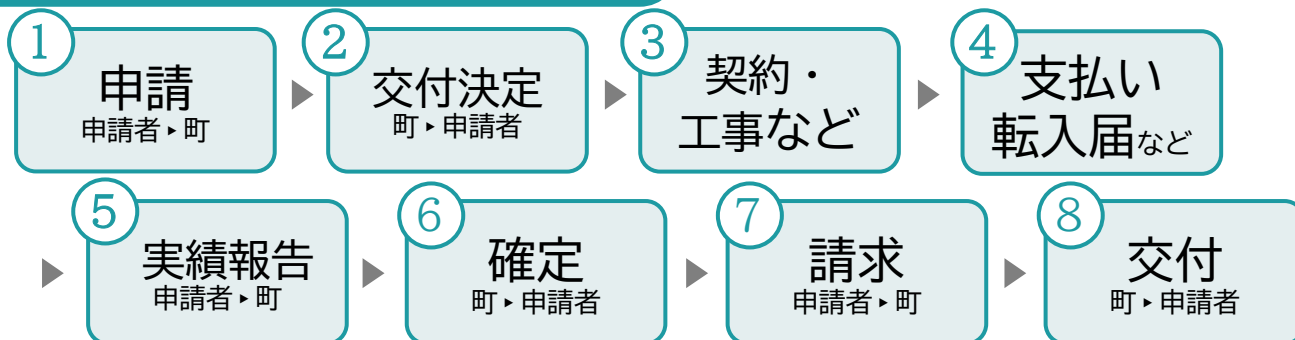
富岡町移住定住促進住宅助成金【富岡町外の市区町村から移住する方】

	新築等の場合	修繕等の場合
町助成額	助成対象経費の15%(上限300万円)	

- 福島県外から移住する方へ
福島県「来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金」の要件を満たす場合には、町助成額に最大80万円加算します。
※ 加算の対象経費は、新築又は中古住宅取得費用のみです。修繕・模様替え・増築等の工事費は対象になりません。



5. 申請からの流れ



交付決定を受けた年度内に助成対象事業を完了させる必要があります

6. 事業の対象期間

区域ごとに事業の終了期間が異なります。

避難指示解除区域
(平成29年)

令和10年6月末まで

避難指示解除区域
(令和5年)

令和15年3月末まで

帰還困難区域

避難指示解除から10年まで



7. 助成金の返還・定住確認

助成金を交付されてから10年経過する前に“取り壊した”“売却・貸与した”“転居・転出した”又は、“生活の本拠として定住していないと認められる”場合は、要綱の基準に応じて助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

生活の本拠として居住が認められない例

- 住民票は町内だが、普段は町外で生活している
- 週末や一時的な滞在のみで、日常的に住んでいない
- 水道・電気などの使用量が著しく少なく、生活実態が確認できない
- 荷物置きや物件管理のみで、実際の居住が認められない

町が確認する主な項目

- 住民票の状況
- 水道・電気・ガスなどの使用状況
- 郵便物の受取状況や生活設備の状況
- 必要に応じた聞き取りや現地確認

いずれか一つの項目だけで直ちに判断するものではありません。
生活インフラの使用状況、本人からの説明、必要に応じた現地確認などを踏まえて総合的に判断します。

参考 その他の支援制度

- **福島県12市町村移住支援金**
県外からの移住した方を対象に、移住に伴う基盤づくりを支援
- **富岡町帰還移転補助金**
避難先から富岡町へ帰還する方を対象に、帰還に伴う移転費用を支援
- **富岡町子育て世帯奨励金**
子育て世帯の定住を応援するため、定住や子供の人数に応じた支援
- **富岡町住宅用新エネルギー導入支援補助金**
住宅への太陽光発電、蓄電池、V2Hの導入を支援

